

# 自転車指導啓発重点路線（大津警察署）

令和7年4月



**注意!**  
交差点横断時の  
衝突事故が多発

**注意!**  
左折時の巻き込み事故  
右折対直進の事故多発

**注意!**  
右左折時の  
交通事故が多い

この路線で見られる自転車利用者の**違反形態**

- 歩道で徐行や一時停止をしない
- 携帯電話を使用しながらの運転
- 一時不停止
- 二人乗り
- 並進走行

**NO!!**

**【重点路線】市道幹1057号線（通称：学園通り）**

➤ **選定理由**

- 上記重点路線には大型の商業施設や学校等があり、通学や施設利用者等の**自転車利用者が多く、並進や歩道通行をする自転車も多い。**
- また、同路線は北方に向かい**下り坂**で、**スピードが出やすく危険な路線**である。
- 自転車関連**事故が多発**傾向にある。
- 自転車利用者の**ルール違反やマナー**についての住人からの要望がある。

★ 自転車を運転する人は次の点に気を付けましょう! ★

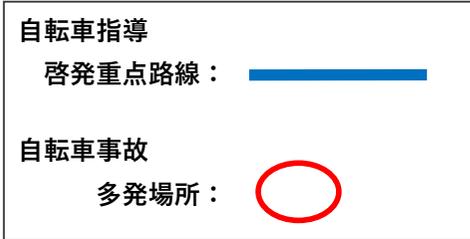
- 歩道は、歩行者優先!**  
自転車が通行できる歩道でも、車道寄りをすぐに止まれるスピードで走行し、歩行者が立ち止まったり、避けなければならない時は**一時停止**をしましょう。
- ながら運転は危険!**  
携帯電話などの「ながら運転」は、片手運転になったり、周囲の危険を発見することができず、**重大な交通事故につながる危険な行為**です。絶対にやめましょう!
- 「止まれ」では、必ず一時停止して安全確認!**  
「一時停止標識」のある交差点や見通しの悪い交差点では、必ず一時停止して、**確実に安全確認**を行いましょう。
- ヘルメットの着用を!**  
自転車乗車中の交通事故において主に頭部を負傷した死者・重傷者について、ヘルメット非着用の方の割合は着用の方と比べ約**1.7倍**も高くなっています。  
「頭を守る」=「命を守る」に繋がります。

令和6年11月1日から自転車運転者の**ながらスマホの罰則強化!**

違反者は、  
**6月以下の懲役又は10万円以下の罰金**  
交通の危険を生じさせた場合は  
**1年以下の懲役又は30万円以下の罰金**

自転車関連事故発生状況

	令和6年中		過去5年間	
	大津署	重点路線	大津署	重点路線
人身事故	87	4	443	9
物損事故	654	12	3089	65



自転車は車の仲間  
交通ルールを守ろう!  
安全確認は確実に!